

中山町雨水浸透阻害行為に関する工事補助金

特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)に基づき指定された、特定都市河川流域のうち、中山町内で行われる「雨水浸透阻害行為に関する対策工事」への補助を行っています。

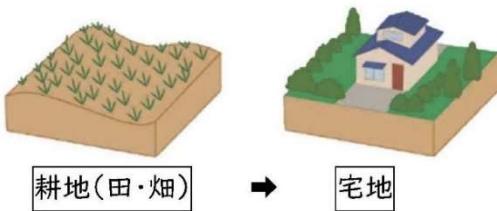
工事の着手前に補助金の申請が必要になりますので、事前に中山町総務広報課防災安全対策室へお問い合わせください。

【許可が必要な雨水浸透阻害行為とは?】

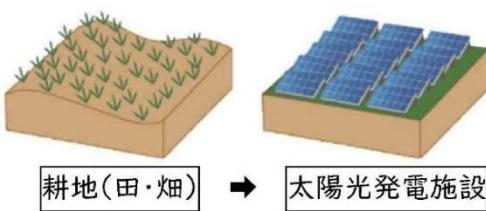
特定都市河川に指定された流域では、開発等の行為により土地から流出する雨水量を開発前(現状)より増加させるおそれのある行為=雨水浸透阻害行為(面積1,000m²以上)を行う場合は、**知事の許可**が必要になります。
許可にあたっては雨水浸透阻害行為分を補うため**雨水貯留浸透施設の設置**が必要になります。

雨水浸透阻害行為の例

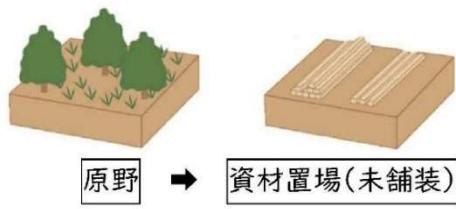
- ① 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



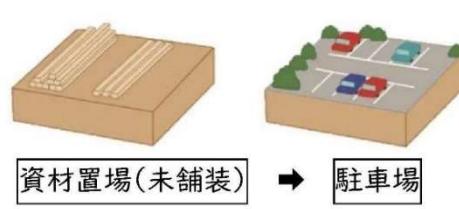
- ② 「宅地等以外の土地」への太陽光発電施設の設置



- ③ ローラー等により土地を締め固める行為



- ④ 土地の舗装
(不透水性の材料で覆うこと)



※「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路

(太陽光発電施設は宅地に該当します)

※「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地(田・畑)、原野等

特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き(令和6年4月 山形県)より

【補助対象者】 山形県知事から雨水浸透阻害行為の許可を受けた者

【補助金額】 山形県知事が発出する雨水浸透阻害行為許可通知書に記載された**雨水浸透阻害行為区域の面積1平方メートルあたり1,000円【上限100万円】**

【補助金についてのお問い合わせ先】

中山町総務広報課防災安全対策室 TEL 023-662-4899

※申請書の書式データは中山町公式ホームページからダウンロードしてください。

【雨水浸透阻害行為の許可申請についてのお問い合わせ先】

山形県国土整備部河川課 TEL 023-630-2619

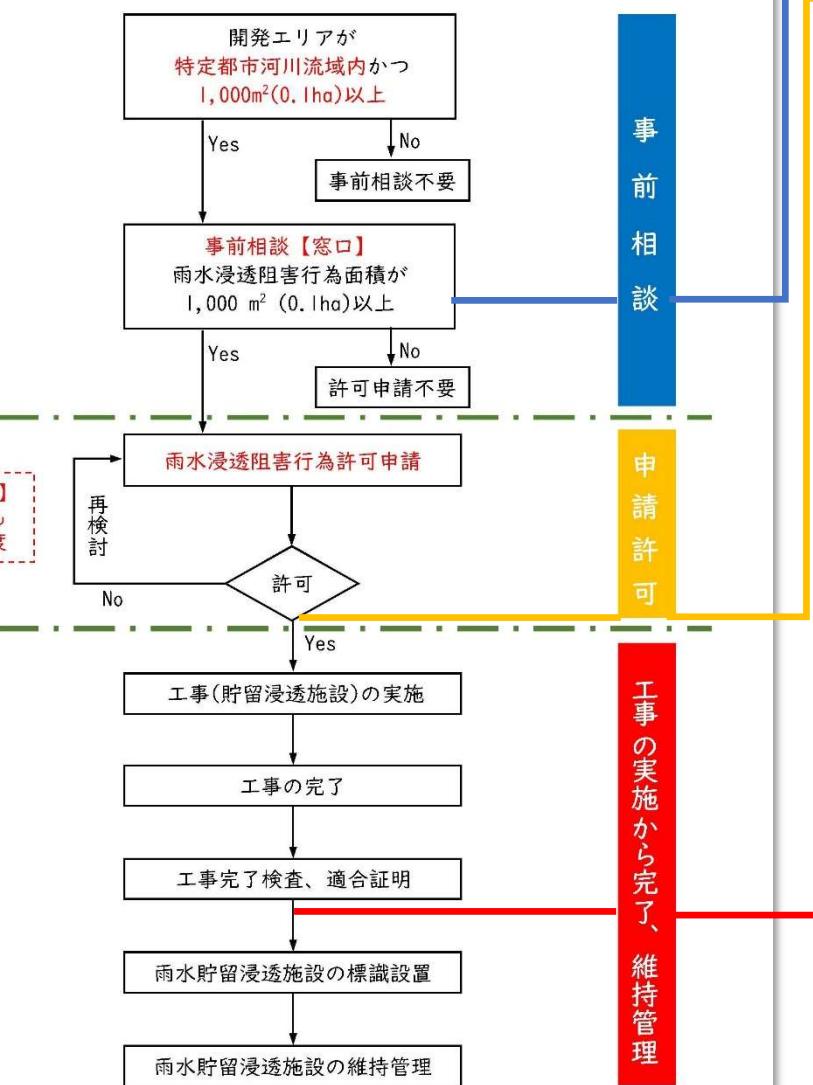
[令和7年6月作成]

雨水浸透阻害行為の許可申請の流れ

雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

雨水浸透阻害行為に対する対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合、事前相談、許可申請等の手続きが必要になります。

手続きは、事前相談や申請の事務期間が必要となりますので、十分に余裕をもってお願ひします。



補助金交付の流れ（申請方法・実績報告・補助金交付）

* 左図の山形県が示す雨水浸透阻害行為の許可フローを対照して説明します。

1. 山形県への事前相談の情報提供

山形県に事前相談された場合、中山町総務広報課防災安全対策室にその旨お知らせください。

2. 申請手続

山形県に雨水浸透阻害行為の許可申請を行い、山形県知事から許可を受けた後、雨水浸透阻害行為に対する対策工事の着工前に、次の書類を添えて補助金申請書を総務広報課防災安全対策室にご提出ください。

【添付書類】

- (1) 許可通知書の写し
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（以下「法規則」という。）第16条第4項に定める現況地形図、土地利用計画図、排水施設計画平面図、対策工事の位置図及び対策工事の計画図の写し
- (4) 法規則第18条第1項に定める行為区域位置図、行為区域区域図及び対策工事の計画が特定都市河川浸水被害対策法施行令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

3. 実績報告

工事が完了し、山形県による工事完了検査を受け、山形県知事から工事の検査済証の交付を受けた後、事業完了後30日以内又は令和8年4月20日のいずれか早い日までに、次の書類を添えて実績報告書を総務広報課防災安全対策室にご提出ください。

【添付書類】

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 法規則第26条に定める雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の写し
- (3) 法第32条の政令に定める技術基準に適合していることを証明するため山形県知事が発する雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

4. 補助金交付

実績報告書審査後、完了を確認した場合、補助金額の確定通知書を送付しますので、その受理後、補助金の請求書をご提出ください。請求書により指定の口座に補助金を振り込みます。

* 事業の途中で申請内容を変更する場合、変更申請が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。